

道路運送車両法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 指定自動車整備事業の廃止の届出
- ② 手続根拠 : 道路運送車両法第94条の9（同法第81条第2項準用）
- ③ 手続対象者 : 指定整備事業者であった者
- ④ 提出時期 : 指定整備事業を廃止した日から30日以内
- ⑤ 提出方法 : 申請書等に必要事項を記入の上、添付書類とともに、管轄する運輸支局整備課へ提出してください
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類 : 管轄する運輸支局整備課へお問い合わせください
- ⑧ 申請書様式 : 管轄する運輸支局整備課へお問い合わせください
- ⑨ 記載要領・記載例 : 管轄する運輸支局整備課へお問い合わせください

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 管轄する運輸支局整備課
- ② 受付時間 : 運輸支局整備課へお問い合わせください
- ③ 相談窓口 : 地方運輸局及び運輸支局整備課